

奥玉村「西風屋敷」、下折壁村「西風屋敷」、北小梨村「西風屋敷」、南小梨村「西風屋敷」、下奥玉村「西風屋敷」「西風堤」、摺沢村「西風屋敷」「西風堤」。

注(1) 儒官田辺希文が7代重村の命を受けて、明和9年〔1772〕に実用地誌「封内風土記〔ほうないふどき〕」全25巻を編纂した。しかし、全体として簡略で不十分な個所もあったので長子希元が父の遺志を継ぎ、君命の延長としてこれを更に完全精密な地誌に仕上げることになった。希元は安永2年〔1773〕から同9年〔1780〕にわたり、領内の各郡村をくまなく実地踏査する一方、郡奉行、大肝入、肝入及び寺社等の協力を得て、それぞれ所管の事項について書上げさせた。この調査資料を「安永風土記御用書上」と称する。その控は各肝入必備のものとされ、代々引継書類の一つともなったものである。極めて膨大な分量にのぼったので印刷されることもなかったため、現在では原本、写本とも散逸してしまった部分が少なくない。旧郡村の状況を知る重要な資料で、残存する部分は宮城県図書館に保存されており、「宮城県史」第23～28、32巻に収録されている。

注(2) 江戸前期の浮世草子作者、俳人井原西鶴〔1642～1693〕の著「好色五人女」

注(3) 「仙台の自然」（気象協会東北支部）によれば、仙台地方の風の吹き方は、年間を通じて北西風が最も多く、東南東風が極端に少ない。「仙台の風土」（田辺一郎、「仙台市史」第4巻の内）にも『9月～翌年4月までは北西風が卓越する。……11月～翌年4月までは日中でも西乃北西風が吹く。……冬の〔大陸からの〕季節風は北西又は西北西の風が相当強く吹く。……仙台の町割がこの冬の主風の方向の町を作らなかったことは注意すべきことである。もし北西―南東という方向の町があったら冬は寂びれて人通りがなくなるだろう。新市域の農村の聚落はこの冬の北西風を防ぐために「いぐね」と呼ぶ防風林を屋敷の北と西側に持っている。』とある。

注(4) 「ニシカゼ」とある傍訓は誤り。

資料 仙台市地名簿（仙台市総務局庶務課）

安永風土記御用書出（「宮城県史」第24巻の内）

町名大字名の呼び方―東北―（NHK）

難読地名辞典（山口恵一郎、楠原佑介編）

23 長者荘の由来

問 長者荘という町名の由来を教えてください。「仙台地名考」に『長者荘の名は、この地に先住し
(1)
て早くより長者荘をかまえた人々のそれに起因するともいわれる。』とありますが、昔からこの地

名があったのでしょうか。

答 長者荘は、昭和5年結成された荒巻耕地整理組合が、その事業の一環として、伊勢堂山の南斜面の山林を造成した住宅地です。4万6千2百平方⁽²⁾mのこの宅地を、渋谷精志という土地管理者が「長者荘」という団地名で、一般分譲を初めましたが、それが昭和8年12月12日の組合総会で字名案として議決され、これを宮城県知事から仙台市会に諮問し、審議結果の答申により県告示を以て昭和9年12月25日施行、正式字名となったものであります。この時決定した字名(町名)は15あり、24の旧小字地域にわたっています。その旧小字の一つに「長者」という小字がありますが、⁽⁴⁾此処には「仙台地名考」の記すような伝説も事実もなく、「長者荘」の区域に入っている小字でもありません。「長者荘」の団地名即町名が、組合総会の議決に至るまでは「双葉荘」とすべしという異論もあったほどで、「仙台地名考」で推定されているようなことは直接関係がありませんでした。

注(1) 昭和42年11月1日施行の住居表示によって、長者荘の町名は消滅し、国見一丁目と子平町との一部になった。

注(2) 宮城郡七北田村字荒巻耕地整理組合と称し、昭和5年2月3日創立総会を開き、七北田村字荒巻の一部とこれに接続する仙台市の北部地域を包含する一帯の耕地整理事業を行った。昭和6年4月1日七北田村荒巻・北根が、仙台市に吸収合併されたので、仙台市荒巻耕地整理組合と改称した。耕地整理とは、土地の利用を有効にし、農産物の収穫を増大することを目的とし、一定地域の耕地所有者が共同して、土地の交換分合・区画形状変更・開墾及び道路畦畔溝渠の変更廃置・湿地湖沼の埋立干拓または灌排水などの施設設備の改良工事とその維持管理を行うことをいう。荒巻耕地整理組合の事業区域は、交通、灌漑不便な山林・原野に田畑・宅地が散在して、約50万坪の広域にわたっていた。一般の耕地整理を実施するとともに、都市近郊の特殊性から宅地造成にかなりの部分を割いた。長者荘のほか龍宝荘、鈴虫荘等がそれで、今は盛んに行われている団地造成のはしりともいえるべきものであった。長者荘は竣工後直ちに分譲され、眺望のきく高燥な住宅地となった。

注(3) 組合の評議員でもあった。長者荘の命名者で、後に大興土地建物株式会社の社長となり、長者荘15番地(子平町16番5号)に住む。

注(4) この時決定した字名(町名)は次のとおりである。

一条通・二条通・三条通・四条通・五条通・六条通・神明横丁・神明通・長者町・長者荘・龍宝荘・梅原通・鈴虫荘・小石沢通・宮脇通。

資料 昭和8年荒巻耕地整理組合関係書類(原本、当館所蔵)

荒巻耕地整理組合議事録第1～4号(“ ”)

仙台市史第2巻

不動産業三十五年（渋谷精志）

宮城県史第17巻〔の内「区画整理記念碑」〕

24. 関上の地名の由来

問 関上の関という字は、どの辞書にもでてきません。また、この字を正しく読める人もありません。どうしてこの字が使われるようになったのでしょうか。

答 関上〔ゆりあげ〕について、「奥羽観蹟聞老志」（佐久間洞巖、享保4年〔1719〕）に『按関字未字書、俗間用來……』。また、「封内風土記」〔ほうないふどき〕巻5（田辺希文、明和9〔1772〕）に『洵上浜。国俗作関上。』と現われて⁽¹⁾います。「関上風土記」（関上郷土史研究会編）に『名取の浦と呼ばれていたのは貞観13年〔871〕以前、洵上浜と呼称されていたのは、延元3年〔1338〕以降である……』と記されていますが、これは根拠が不明確です。文禄5年〔1596〕の検地帳には『ゆりあげ浜』と明記されています。ここは云い伝えによれば、養老元年〔717〕の昔、那智山権現の神体が藤蔓とともに波に乗ってこの浜にゆり上ったので、ゆりあげ浜と呼ばれるようになったといわれ、やがて「洵上浜」と漢字が当てられ、その後いつの時代からか「関上」という作字による表記が行われるようになったのです。しかし、この由来は不明で、次のような説もありますが、いずれも伝説の域を出ないものです。

その一つは地元説というべきものです。昔承応年中〔1652～1655〕火災が頻発するので、この地の水門神社（湊明神）の神託を乞うたところ、神名を地名とすれば永く火災を除くといわれたので、神名「水門」を⁽⁴⁾1字に合成した「関」という作字を地名にあてたという説です。他の一つは城下説ともいうべきものです。何代目かの君公が大年寺参拝を終って、石段を降りかかると、山門内から遥かに名取川が海にそそぐ河口附近の水が光って見えるので、「あれは何処か」と下問されたということです。近侍の者が「ゆり上げ浜」と答えると、即座に「門の中に水が見えたのであるから、今後門の中に水を書いて関上と称するように。」と命ぜられたことに始まるといわれます。

この「関」という字は、漢字をまねて作った作字の一つで、しかも通用範囲の狭い特殊な文字⁽⁵⁾ですので、辞書にも載っていないし、地元や仙台周辺の一部を除いては、正しく読める人も少ないのです。印刷の場合も活字がありません。仙台地方では特に「関」の母型を作っているが、ほかでは関の活字を加工して使っています。銀行関係などでは「関上」が「関上」〔ひまあげ〕と誤り読まれて、手形決済が遅れることもしばしばあったということです。

この関上は、「封内風土記」に『戸口凡百五十四。有市店而駅也。……』と記され、20～30戸